

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、企業の健全性、透明性、効率性を確保し、企業価値の増大を図るとともに、良き企業市民として社会と共生していくため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題のひとつであると認識し、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制づくりを進めております。当社は、監査役(会)設置会社であります。これは、適法性監査を担う監査役の出席のもと、執行責任と監督責任とを併せ持つ取締役による十分な合議を経て、業務執行を決定することが、より慎重かつ適切な判断ができることの方針に基づくものであり、今後とも、従来からの取締役会・監査役会体制を基本に、コーポレート・ガバナンスの充実を図っていく所存であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,462,840	7.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,786,200	6.43
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,023,697	2.99
資産管理サービス信託銀行株式会社(投信受入担保口)	3,131,647	1.87
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,357,999	1.40
HAYAT	2,335,600	1.39
BNPパリバ証券株式会社	2,266,868	1.35
EVERGREEN	2,176,000	1.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	1,705,200	1.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,627,500	0.97

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

- 上記大株主の状況は、平成27年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。
- 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成26年4月21日付で、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社および国際投信投資顧問株式会社を共同保有者とする大量保有報告書の変更報告書が提出され、当社はその写しの送付を受けておりますが、当社として、平成27年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。
- 弁護士 森下 国彦氏(アンダーソン・毛利・友常法律事務所)から、平成27年1月8日付で、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社、JPモルガン証券株式会社、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー(J.P. Morgan Securities plc)およびジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション(J.P. Morgan Clearing Corp.)を共同保有者とする大量保有報告書の変更報告書が提出され、当社はその写しの送付を受けておりますが、当社として平成27年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。
- 野村證券株式会社およびその共同保有者であるNOMURA INTERNATIONAL PLC、野村アセットマネジメント株式会社から、平成27年2月20日付で大量保有報告の変更報告書が提出され、当社はその写しの送付を受けておりますが、当社として平成27年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。
- スパークス・アセット・マネジメント株式会社から、平成27年3月18日付で、大量保有報告書の変更報告書が提出され、当社はその写しの送付を受けておりますが、当社として平成27年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の連結子会社のうち、株式会社オーナミは東京証券取引所市場第2部、株式会社エイチアンドエフは東京証券取引所JASDAQに、それぞれ上場しております。
当該上場子会社に対しては経営の自主性を尊重することを基本としつつ、当社グループ会社の管理・運営基準に則り、適正・効率的なグループ経営を推進することとしております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
伊東千秋	他の会社の出身者								△			
高松和子	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊東千秋	○	伊東千秋氏と当社との間には、現在、取引関係その他特別の関係はありません。同氏が、過去、相談役を務めていた株式会社富士通総研と当社との間には取引関係はありません。また、同氏が、過去、業務執行取締役を務めていた富士通株式会社と当社との間には営業取引関係がありますが、その取引額は、当社および同社の事業規模に比して僅少であります。なお、直近事業年度において、当社の富士通株式会社に対する売上はなく、また、当社売上原価に対する同社からの仕入高の割合は0.1%未満であります。	情報通信機器業界において長年にわたり海外事業を担当されるなど、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識をおもちであり、当社取締役会の適切な意思決定に向けて、幅広い見地からの意見、助言等を期待できるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化、業務執行の監督機能の強化に貢献いただけるものと判断したため。 （独立役員の指定理由） 証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、また、左記の取引関係のとおり、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、本人の同意を得たうえで、独立役員として指定しております。

高松和子	○	高松和子氏が、現在、業務執行理事兼事務局長を務める公益財団法人21世紀職業財団と当社との間には会費支払の取引関係がありますが、その取引額は、当社および同財団の事業規模に比して僅少であります。なお、直近事業年度において、当社の同財団に対する当該取引額の割合は、当社仕入高の0.1%未満であります。 同氏が、過去にVP(理事)を務めていたソニー株式会社、および代表取締役を務めていたソニーデジタルネットワークアプリケーションズ株式会社と当社との間には取引関係はありません。	グローバル企業での豊富な経験に加え、ソニー株式会社の関連会社では最高責任者として会社経営に直接携わられるなど、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識をおもちであり、当社取締役会の適切な意思決定に向けて、幅広い見地からの意見、助言等を期待できるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化、業務執行の監督機能の強化に貢献いただけるものと判断したため。 (独立役員の指定理由) 証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、また、左記の取引関係のとおり、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、本人の同意を得たうえで、独立役員として指定しております。
------	---	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、監査役監査基準等に基づき、適宜、監査計画、監査結果等について、定期的な情報交換を行うとともに、監査役は、会計監査人の適切な監査の実施について監視・検証を行うこととしております。

また、監査役と内部監査部門との連携については、当社内部統制基本方針、監査役監査基準および内部監査規程に基づき、内部監査部門は、内部監査に係る監査計画、監査報告、監査によって得た必要な情報等を監査役に提供するほか、定期的な情報交換を実施するなど、緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施する体制を整備しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
八木 誠	他の会社の出身者										○			
高島 健一	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
八木 誠	○	八木 誠氏が、現在、業務執行取締役を務める関西電力株式会社と当社との間には営業取引関係がありますが、その取引額は、当社および同社の事業規模に比して僅少であります。なお、直近事業年度における当社売上高に対する同社への売上高の割合および当社売上原価に対する同社からの仕入高の割合は、いずれも1%未満であります。	企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社経営全般に対する幅広い見地からの意見を期待できるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化、監査体制の充実に貢献いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。 (独立役員の指定理由) 証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、また、左記の取引関係のとおり、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、本人の同意を得たうえで、独立役員として指定しております。
高島 健一	○	高島健一氏と当社との間には、現在、取引関係その他特別の関係はありません。同氏が、過去、業務執行取締役を務めていた本田技研工業株式会社と当社との間には営業取引関係がありますが、その取引額は、当社および同社の事業規模に比して僅少であります。なお、直近事業年度において、当社売上高に対する同社への売上高の割合は1%未満となっており、また、当社の同社からの仕入実績はありません。	企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社経営全般に対する幅広い見地からの意見を期待できるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化、監査体制の充実に貢献いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。 (独立役員の指定理由) 証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、また、左記の取引関係のとおり、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、本人の同意を得たうえで、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、定額報酬および一定の業績指標を基準に算定する業績連動型賞与で構成されています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬等の総額は、有価証券報告書、事業報告において開示しております。
平成26年度に係る取締役の報酬等の総額は、取締役10名に対し384百万円となっております。

--	--

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、定額報酬および賞与で構成され、株主総会決議による総額（年額550百万円以内（使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬を除く。））の範囲内で、定額報酬については取締役会において各取締役の役位に応じて決定することとし、賞与については業績向上に対する貢献意欲を一層高めるため、一定の業績指標を基準に算定する業績連動型としております。

また、監査役の報酬は、独立性の確保等の観点から、定額報酬のみとし、株主総会決議による総額（年額100百万円以内）の範囲内で、各監査役の職務内容に応じて監査役の協議により決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役のサポート体制として、取締役会の事務局部門が、取締役会開催の都度、事前に議案内容等の説明その他の情報伝達等を行うとともに、社外監査役のサポート体制として、監査役の職務を補助する専任の部署を設置し、取締役会および監査役会開催の都度、事前に議案内容等の説明その他の情報伝達、監査役の職務全般の補助を行うなど、社外取締役および社外監査役が、十分にその職務を行うことができる体制を整備しております。

また、社外役員が、取締役会および監査役会にやむを得ず出席できない場合についても、都度その内容を報告し、必要に応じて社外役員の意見を得ることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

経営の意思決定を行う機関としては、取締役会、経営戦略会議を設置しております。

取締役会は、原則として毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項、経営の基本方針をはじめとする重要事項の決定および業務執行の監督を行っております。

また、業務執行取締役および各部門長をはじめとした経営幹部からなる経営戦略会議では、経営に関する基本戦略・重要事項について審議を尽くしており、的確な経営判断ができる体制をとっております。さらに、特に重要な事項は経営戦略会議で事前審議のうえ、取締役会において決定することとしております。

監査・監督に係る事項については、業務執行を担う取締役および業務執行から独立した立場にある社外取締役により、取締役会を構成することで、監督機能の強化を図っております。特に、社外取締役については、取締役会において、内部監査部門、会計監査人その他内部統制部門から、内部監査報告やコンプライアンス、リスク管理その他内部統制システムの整備・運用状況等について報告を受けて適宜意見を述べ、また、監査役と情報交換を行う等緊密な連携をとることにより、実効的な監督機能を発揮できる体制を構築しております。

また、監査役は、取締役会のほか、経営戦略会議をはじめとする社内の重要会議にも出席するなど、取締役等の業務執行を十分に監査できる体制をとっており、当社の経営に対して中立・客観的な立場で監査を行っております。

監査役の職務を補助すべき組織としては、監査役事務局を設置し、専任のスタッフを配置しており、当該スタッフが監査役の指示に基づく業務を行うに際しては、取締役その他の業務執行者の指揮命令を受けないものとするなど、監査役の機能強化を図るための体制を整備しております。さらに、監査役に加えて、内部監査部門が、内部監査規程に基づき、当社および当社グループの経営活動全般について、会計、業務管理・手続、事業リスク、コンプライアンス等に関する内部監査を継続して実施し、業務改善に向けた具体的な助言等を行うとともに、適宜、監査役とも情報交換を行うことで、内部統制機能の向上を図っております。

会計監査については、当社の会計監査人である、有限責任 ずさ監査法人が、監査計画にしたがって適正な監査を実施しております。

以上のほか、当社では、コンプライアンスの徹底を経営姿勢の一つに掲げており、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会のもと、グループ倫理行動憲章の制定・啓蒙・教育、社外の独立した監視部門への相談・通報を可能とする内部通報制度の設置など、企業活動全般にわたって、法令・企業倫理の遵守・普及促進・啓発のための諸施策を推進しております。

なお、当社は、社外取締役2名および監査役4名との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任に関して法令に定める最低責任限度額を限度する旨の責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、“ものづくり”の技術を強みとして、“エンジニアリング力”の強化を図り、その特性を活かした豊かな地球環境と社会基盤づくりに貢献していくことを基本方針としており、この方針のもとでの経営機構としては、業務執行に直接携わり、現場に近い立場にある取締役を中心に、業務執行から独立した立場にある社外取締役をも含めた透明な体制のもとで、経営の基本方針、業務執行等を決定するとともに、業務執行の監督を行うことが合理的であると考えており、取締役会においては、社外取締役および社外監査役による中立的な立場からの意見等を最大限尊重して意思決定を行うことで、監督機能の実効性を確保することとしております。

また、当社では、執行役員制度を導入し、取締役の業務執行機能の一部を執行役員に委譲することにより、取締役の監督機能強化と業務執行の迅速性確保の両立を図っております。

さらに、当社では、常勤監査役が社内の重要会議にも出席し、当該会議の内容等についての情報を監査役が共有したうえで取締役会に臨むこととしております。

以上のことから、当社では、現状の体制において客観的・中立的な立場からの経営の監視・監督機能は有効に働いているものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、総会開催日の約3週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成19年6月開催の定時株主総会から、集中日を回避した株主総会日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成20年6月開催の定時株主総会から、インターネット(パソコン・携帯電話)による議決権行使制度を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	平成20年6月開催の定時株主総会から、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版を作成し、当社ホームページに掲載しております。
その他	株主総会招集通知は、当社ホームページに掲載することとしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年間2回(事業年度末および第2四半期決算期)の決算説明会のほか、経営計画公表時等、適宜、アナリスト・機関投資家向け説明会を開催しており、当該説明会においては、代表取締役(取締役社長兼COO)が説明を行うこととしております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧米を中心に、年間1～2回の頻度で、代表取締役(取締役会長兼CEOまたは取締役社長兼COO)が海外機関投資家を訪問し、決算、経営計画等を説明することとしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	経営計画・決算情報に係るIR資料、その他の適時開示資料等については、当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRについては、当社経営企画部がこれを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、技術と誠意を経営の根幹として、新しい社会ニーズに対応した製品・サービスを広く創造して、豊かな未来社会に貢献することを企業理念としており、この理念のもと、すべての事業活動の基本となる経営姿勢において、株主、顧客、従業員等のステークホルダーの満足を追求すべき旨を掲げるとともに、全役職員が遵守すべき倫理行動指針「Hitzグループ倫理行動憲章」においても、ステークホルダーを尊重し、良き企業市民として社会と共生することを基本方針のひとつとしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、豊かな地球環境と社会基盤づくりを事業領域とする企業として、Hitzグループ倫理行動憲章、環境基本方針等の行動指針のもと、各種環境保護に係る規程の整備、環境保護推進委員会の設置、環境報告書の作成・公開をはじめ、地球環境保護、地域環境保全等に積極的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、Hitzグループ倫理行動憲章において、株主はもとより、広く社会とコミュニケーションを行い、会社情報を積極的に開示する旨を明記しております。 また、内部者取引管理規程に基づき、重要な会社情報については、法令・証券取引所規則に従い適時適切に開示することとしております。
	(女性の活躍に向けた取組み)

その他

当社では、職員が仕事と家庭を両立させながら、その能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行い、次世代の育成支援に貢献できる企業となることを目指しており、そのための行動計画を策定・推進するとともに、女性戦力の活用に向けた諸施策推進のための専任部門を設置するなどの体制整備を図っております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システムの整備を通じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め、もって企業価値の向上を図ることを基本的な考え方として、内部統制システムの整備に係る基本方針である「内部統制基本方針」を決定しており、その内容は以下のとおりであります。当社は、今後とも、内部統制基本方針に基づく各種規程の整備、コーポレート・ガバナンスの充実に積極的に取り組んでいく所存であります。

内部統制基本方針

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制（以下、内部統制システムという。）に関する基本方針として、ここに「内部統制基本方針」を定める。

1. 目 的

この基本方針は、これに基づき、内部統制システムを整備することにより、当社および当社グループにおけるコーポレートガバナンスの実効性を高め、もって企業価値の向上に資することを目的とする。

2. 役職員の責務

- (1) この基本方針に基づく内部統制システムは、全役職員の不断の努力によって、これを保持、実践しなければならない。
- (2) 内部統制システムの整備に際し、取締役会、取締役社長、取締役、監査役および職員は、それぞれ次に掲げる基本的役割を有する。
 - 1) 取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を決定するとともに、基本方針に基づく内部統制の実施状況を監督し、必要に応じて、基本方針の見直しを行うものとする。
 - 2) 取締役社長は、取締役会が決定した基本方針に基づく内部統制システムの整備および運営に関する最高責任を負うものであり、内部統制の実践の重要性を全役職員に周知徹底するとともに、これが適正に実施される環境の醸成に努めるものとする。
 - 3) 取締役は、自らの担当業務に関する内部統制システムの整備および運営に責任を負うとともに、取締役会の構成員として、各取締役による内部統制の実施状況を相互に監督するものとする。
 - 4) 監査役は、内部統制システムの整備状況、運営状況を監視・検証し、必要に応じて、取締役に対し助言、勧告等の意見の表明その他必要な措置を講じるものとする。
 - 5) 職員は、それぞれの職務を通じて、基本方針に基づく内部統制の実践に努めるとともに、自らの担当業務に関して発生する内部統制上の課題および問題点の発見に努めるものとする。

3. 内部統制システムの整備

当社は、上記に掲げた目的を達するため、会社法および会社法施行規則に基づき、以下の体制を整備する。

(1) 当社および当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 法令・企業倫理を遵守した公正・誠実な企業経営を実践すべく、当社および当社グループ会社の全役職員が遵守すべき倫理行動憲章を策定し、これを全役職員に周知するとともに、経営トップが絶えずその精神を役職員に明確に示すことにより、法令・企業倫理の遵守は企業存立の基盤であり、すべての企業活動における前提であることを徹底する。
- 2) コンプライアンス経営の推進のための全社横断的な組織として、当社代表取締役を委員長、当社各部門長等を委員とするコンプライアンス委員会を設置し、企業活動のあらゆる面における法令・企業倫理遵守に係る調査・検証、指導・監督活動その他コンプライアンスに係る諸施策を継続して実施するとともに、その活動状況を定期的に当社取締役会に報告する。
- 3) 社外の独立した監視部門への相談・通報を可能とする内部通報制度を設置することにより、法令違反行為等を予防・早期発見し、迅速かつ効果的な対応を図るとともに、コンプライアンスに関する役職員の声を経営に反映させるものとする。また、その実効性を確保するため、匿名での相談・通報を可能とするとともに、通報者に対する不利益取扱いの禁止、法令・企業倫理違反行為を感知した場合の相談・通報義務その他本制度の運用に係る規程を整備する。
- 4) コンプライアンス経営の実効性を担保するため、当社全役職員から法令・企業倫理遵守に係る誓約書を提出させるとともに、法令・企業倫理違反行為を抑止するため、法令等違反行為者およびこれを知りつつ隠匿した者に対する処分規定を整備し、その周知徹底を図る。
- 5) 財務情報その他当社および当社グループの業務に関する重要事実については、その管理に係る規程を整備し、これに基づき適時・適切な開示を実施する。
- 6) 金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を担保するため、専任部署を設置するとともに、全社横断的な当社各部門の協力体制により、その整備・運用状況を定期的に評価し、改善を図る。
- 7) 当社の内部監査担当部門は、コンプライアンス担当部門と連携して、当社各部門および当社グループ各社におけるコンプライアンスの状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。
- 8) 当社策定の倫理行動憲章については、当社グループ会社の役職員にもこれを周知することとし、当社グループ各社の取締役社長は、当社の支援のもと、各社の実情に応じた法令・企業倫理遵守体制の整備に努めるものとする。また、当社の内部通報制度については、当社グループ会社の役職員も利用対象者に含めるものとする。
- 9) 当社の内部監査担当部門が実施する内部監査は、当社グループ会社もその対象とし、監査の要領については、当社の内部監査に係る規程を準用する。
- 10) 当社および当社グループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力については、これを断固として排除・遮断することとし、総務部門が、警察等外部の専門機関とも連携し、その体制を構築・整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1) 取締役会その他の経営会議体の議事については、法令および社内規程に基づき、各会議体の事務局が議事録を作成し、これを適正に保存、管理する。
- 2) 決裁書をはじめとする取締役の意思決定、職務執行に係る情報の記録は、当社の定める文書または電磁的記録の管理に関する諸規程に基づき、これを適正に保存、管理する。
- 3) 会社秘密、未公表の重要事実、個人情報については、その保存および管理に係る規程を整備し、相当の注意をもってこれを管理する。

(3) 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) コンプライアンス、環境、安全、災害、情報セキュリティその他事業運営上生じるリスクについては、当該リスクの類型に応じた当社各担当部門において、これを継続的に評価・監視し、教育・指導を行うとともに、当社および当社グループ会社の財政状態、経営成績に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクについては、これを当社取締役会に報告する。
- 2) 個別製品収益に係るリスクについては、これを未然に防止し、排除するため、リスク検討会において、リスクの抽出・評価およびその回避策を検討するとともに、リスク管理、プロジェクト管理に係る専任部署を設置し、適切なリスク管理を実施する。

3) 重大リスクが顕在化した際に、迅速かつ適切に対応するため、情報伝達手段、対処方法、管理体制等に係る規程を整備する等、事前の体制整備を行うものとする。

4) 当社の内部監査担当部門は、当社各部門および当社グループ各社におけるリスク管理状況の把握に努めるとともに、その実効性と妥当性を監査し、これを定期的に当社取締役会に報告する。

(4) 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役会は、原則として毎月1回、また、必要に応じて臨時にこれを開催し、企業経営上の基本方針、業務執行方針その他重要事項の決定ならびに業務執行の監督を行う。また、取締役会を適正かつ効率的に運用するため、取締役会の決定事項およびその付議・報告基準に係る規程を整備する。

2) 当社業務担当取締役その他の経営幹部からなる経営戦略会議を設置し、経営に関する基本戦略・重要事項のほか取締役会に付議すべき重要事項について、事前に十分な審議を尽くし、的確な経営判断ができる体制を整備する。

3) 当社取締役会は、経営目標を明確化するため、複数年にわたるグループ中期経営計画および各年次計画を決定するものとし、これに基づき、当社各取締役は、担当業務における具体的な施策および効率的な業務執行体制を整備し、その執行状況を定期的に当社取締役会に報告する。

4) 当社取締役社長を委員長とする経営計画フォロー委員会を設置し、経営計画に基づく諸施策の進捗状況の把握・検証、問題点の早期発見・予防に努め、もって事業運営が効率的に行われることを確保する。

5) 経営目標を効率的に達成するため、組織編成、業務分掌、意思決定権限に係る規程を整備し、当社各部門における職務と権限の明確化を図るとともに、情報通信システムの運用および情報資産の保護に係る規程を整備し、これを有効活用する。

6) 当社の内部監査担当部門は、当社各部門および当社グループ各社における事業運営が、法令、定款その他の社内諸規程に則って、効率的に実施されているかを監査し、これを定期的に当社取締役会に報告する。

(5) 当社グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループにおける内部統制システムの整備に関する協議、グループ経営方針その他の情報の共有化を図るため、当社取締役およびグループ各社の取締役社長による連絡会議を定期的に開催し、当社グループ会社において重要な事象が発生した場合には、当該グループ会社に対し連絡会議における報告を義務付けるものとする。

(6) その他企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 当社グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつも、当社から当社グループ各社に対し取締役、監査役を派遣することにより、業務の適正を監督・監視し、グループ経営のもとでのガバナンス機能、監督機能の強化を図るものとする。

2) 当社に、当社グループ会社を管理・指導する主管部門を設け、グループ会社の管理・運営基準に則った効率的なグループ経営を推進するとともに、当社グループ各社における内部統制システムの整備のための支援を行うものとする。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1) 当社監査役の職務を補助すべき組織として、監査役事務局を設置し、1名ないし複数名のスタッフを配置する。

2) 監査役事務局スタッフは、他の部門に属する職員がこれを兼務することを妨げない。ただし、監査役が、専属スタッフの配置を求めた場合には、合理的な理由のない限りこれを拒むことはできないものとする。

3) 監査役事務局スタッフが監査役の指示に基づく業務を行うに際しては、取締役その他の業務執行者の指揮命令を受けないものとする。

4) 監査役事務局スタッフの人事に係る事項について、取締役は、監査役と協議のうえ決定するものとする。

(8) 当社および当社グループ会社の役員および使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1) 当社取締役は、当社および当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査役会に報告を行うものとする。

2) 当社監査役は、当社において、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営戦略会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役または職員に対しその説明を求めることができる。また、事情によりこれに出席しないときは、会議の内容についての説明を受け、議事録、関係資料等を閲覧することができるものとする。

3) 当社監査役は、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて当社および当社グループ会社の役員または職員に対しその説明を求めることができる。

4) 当社代表取締役は、当社監査役と定期的に会合を持ち、経営方針、対処すべき課題その他当社および当社グループに影響を及ぼす重要事項について当社監査役に報告し、意見を交換する。

5) 当社監査役への報告を行った当社または当社グループ会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役が職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 当社取締役は、当社監査役が、会計監査人、内部監査担当部門および当社グループ会社監査役との関係を通じて、実効的な監査を行うことができるよう協力する。

2) 当社取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識・理解し、監査運営および監査基準に係る諸規程を職員に周知するほか、当社監査役の監査が実効的に行われる環境の整備に協力する。

3) 当社の内部監査担当部門は、当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査計画、内部監査報告書その他内部監査の実施によって得た必要な情報を当社監査役に提供する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に関する取り組みとしては、「内部統制基本方針」にその基本方針を明記するとともに、「HitZグループ倫理行動憲章」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは関係を持たない旨を明確に表明し、断固たる態度で、当該勢力との関係を排除・遮断しております。

社内窓口としては、総務部門がこれを担当しており、情報の一元管理、警察をはじめとする外部機関等とも連携し、組織的に対応することとしております。

さらに、こうした取り組みの実効性を担保するため、当社では、平成9年に、代表取締役を委員長とする企業倫理行動検証委員会を設置し、社外支出項目についての定期的な総点検をはじめとした反社会的勢力との関係の有無の実態調査、指導・監督を実施しており、平成17年に本委員会がコンプライアンス委員会として発展・改組した後も、継続して本取り組みを徹底しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現在、特記すべき買収防衛策は導入しておりませんが、今後とも、企業価値、株主共同の利益の維持・向上に向けた取り組みを継続して行ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

(1) 適時開示に係る基本方針

当社は、当社グループの全役職員が遵守すべき倫理行動指針であるHitzグループ倫理行動憲章において、株主はもとより、広く社会とコミュニケーションを行い、会社情報を積極的に開示する企業づくりに努める姿勢を明らかにするとともに、株主・投資家等に対する適時適切な会社情報の開示は、上場会社としての重要な責務であると認識し、会社情報の適時開示を確実に実施してまいります。

(2) 適時開示に係る社内体制

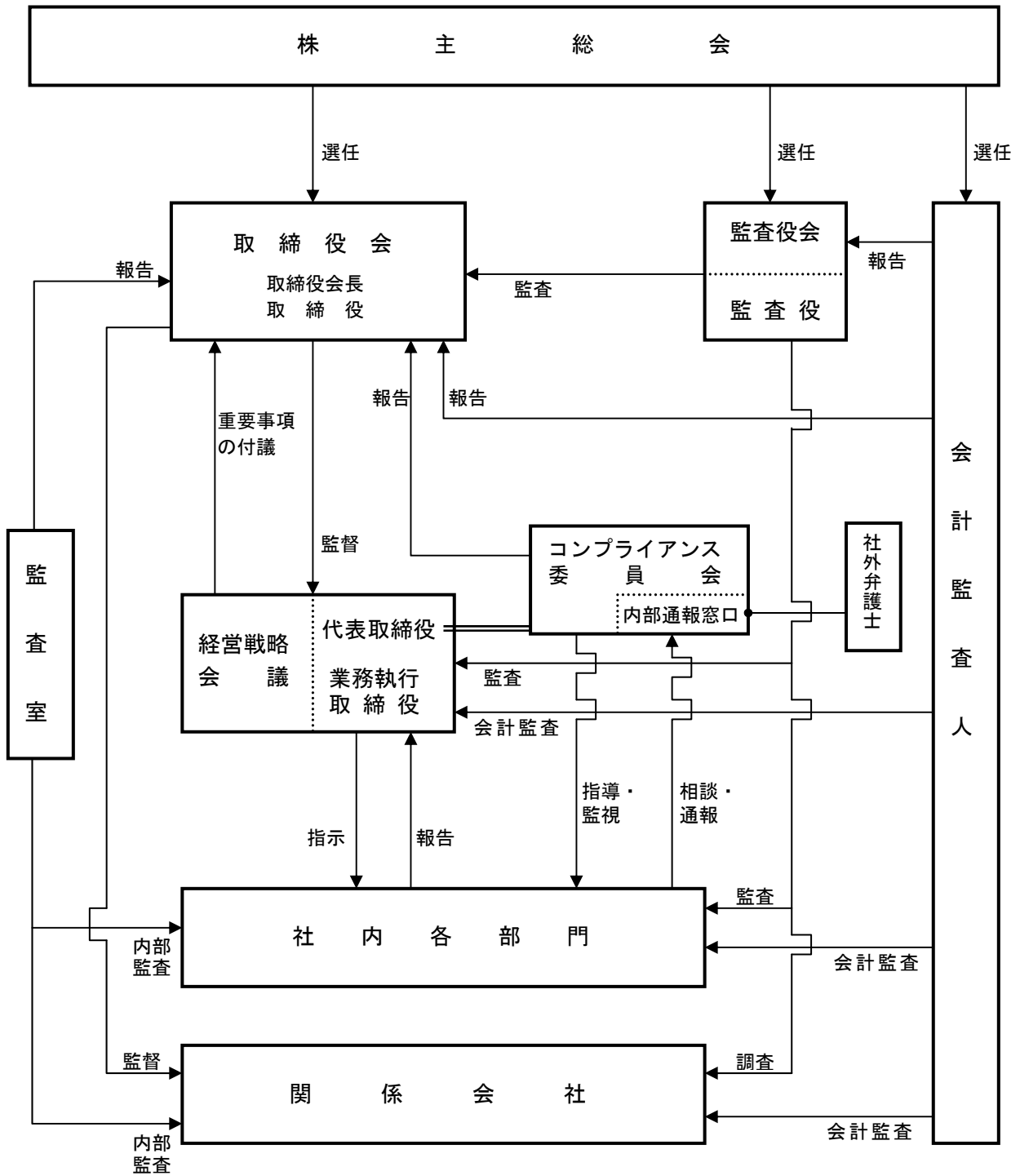
当社では、重要な決定事実・発生事実等の適時開示すべき会社情報すべてについて、法務・知財部が集約・一元管理する体制を構築しております。

具体的には、決定事実および発生事実については、法務・知財部が、取締役会の事務局、かつ、社内決裁手続に係る主管部門である経営企画部(企画グループ)と連携し、適時開示すべき決定事実・発生事実を漏らさず把握するほか、内部者取引管理規程により、重要事実が発生した場合、発生部門の部門長は、直ちに情報取扱責任者である法務・知財部長に報告することとされております。これにより、法務・知財部は、金融商品取引法その他の関係法令および証券取引所の規則に基づき、開示の必要性等を検討し、その結果、適時開示すべき会社情報は、取締役会をはじめとした決議機関の承認または取締役会等への報告を経た後、直ちに、法務・知財部が、総務・人事部(広報グループ)とも連携し、証券取引所の適時開示システムおよび当社ホームページにおいて開示することとしております。

決算情報については、法務・知財部が、経理部と連携することで、決算の内容および業績に影響を与える事象の発生等に係る情報を把握し、上記と同様の手続を経たうえで、当該決算情報を開示することとしております。

また、当社グループ各社において決定・発生する事実に関しては、関連企業部が把握・集約し、法務・知財部に報告することとしており、法務・知財部では、当該報告に基づき、子会社に係る情報の開示を実施することとしております。

コーポレート・ガバナンス体制図



適時開示に係る社内体制図

